様式ID	NTA0VNB039010010

相続税の申告書　第８の６表の付表２の２

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書（株式等用）

この明細書は、租税特別措置法第70条の６の９の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の６の８第６項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合のその明細を記入します。 相続等により取得をした個人の事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、この明細書によらず「第８の６表の付表１」を使用し、また、租税特別措置法第70条の６の８第６項の承認に係る株式等以外の特例受贈事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、「第８の６表の付表２」を使用してください。	被相続人	
	特例事業相続人等	

１　特例受贈事業用資産である株式等に係る会社

①　会社名				⑥　相続開始の時における発行済株式等の総数等（株・口・円）		
②　法人番号		会社の所轄税務署名	署	⑦　相続開始の時における常時使用従業員数（人）		
③　事業種目				⑧　円滑化法の確認の状況	確認年月日	年　月　日
④　相続開始の時における資本金の額（円）					確認番号	
⑤　相続開始の時における資本準備金の額（円）				⑨　租税特別措置法第70条の６の８第６項の承認年月日		年　月　日

（注）１　租税特別措置法第70条の６の８第６項の承認（以下「現物出資承認」といいます。）を受けた株式等に係る会社が、その設立の時から相続開始の直前までにおいて、合併により消滅した場合は当該合併により存続した会社又は設立した会社、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合は当該他の会社について①欄から⑦欄までの各欄を記入します。
２　⑦欄の「常時使用従業員数」は、第８の６表の付表１の記載要領等の１⑵を参照してください。
３　⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第９項（同条第11項において準用する場合を含みます。）の都道府県知事の確認を受けた年月日及び確認番号をそれぞれ記載します。

２　特例受贈事業用資産である株式等の明細

①　相続等により取得したものとみなされた株式等の調整価額（円）	②　①の株式等の数等（株・口・円）	③　②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等（株・口・円）	④　価額（円）（①×③／②）
			A

（注）１　Ａ欄の金額を「第８の６表」の「１　事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。なお、この明細書のほか、「第８の６表の付表１」又は「第８の６表の付表２」の作成がある場合は、各付表のＡ欄の合計額を「第８の６表」の「１　事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。
２　①欄及び②欄は、「第11の３表」の３⑷欄の記載に基づき記載してください。
３　③欄に記載することができる株式等の数等は、４②ｄ欄の数等が限度となります。

３　受贈宅地等及び受贈建物に関する明細

この欄は、特例事業相続人等が被相続人から受けた贈与について租税特別措置法第70条の６の８第１項の規定の適用を受けるものとして同項に規定する贈与税の申告書に記載した特例受贈事業用資産である宅地等及び建物（以下それぞれ「受贈宅地等」及び「受贈建物」といいます。）の明細を記載します（現物出資した受贈宅地等には「ａ　所在場所」の左側の欄に「○」と記入してください。）。
（注）　この明細に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。

①　受贈宅地等に関する事項

ａ　所在場所		ｂ　面積（㎡）	ｃ　価額（円）	ａ　所在場所		ｂ　面積（㎡）	ｃ　価額（円）

ｄ　受贈宅地等の面積の合計（㎡）		ｅ　受贈宅地等の価額の合計（円）		ｆ　現物出資受贈宅地等の価額（円）	

②　受贈建物に関する事項

ａ　所在場所	ｂ　面積（㎡）	ａ　所在場所	ｂ　面積（㎡）

（注）１　①ｂ及び②ｂの「面積」は、贈与税の申告書に記載した受贈宅地等及び受贈建物の面積を記載します。
２　ｆの「現物出資受贈宅地等の価額」欄は、「ａ　所在場所」の左側の欄に「○」と記入した項目のｃの合計を記載してください。
３　現物出資前に譲渡等をしたことにより、現物出資時に所有していなかった受贈宅地等及び受贈建物についても記載してください。
４　①欄の記載事項を「第８の６表の付表３」の２⑵①欄に、②欄の記載事項を「第８の６表の付表３」の３⑴欄に、それぞれ転記してください。

４　特例の適用を受ける株式等の限度数（限度額）の計算

この欄は、２③欄に記載することができる株式等の数等の限度数（限度額）の計算をします。

①　株式等の限度数（限度額）の計算の基礎となる面積の計算

ａ　相続等により取得したものとみなされた株式等の調整割合適用前の価額（円）（第11の３表の３の⑷④）	
ｂ　現物出資承認を受けた特例受贈事業用資産の贈与の時における価額の合計額（円）	
ｃ　ｂのうち現物出資受贈宅地等の価額（円）（３の①ｆ）	
ｄ　現物出資受贈宅地等に相当する株式等の調整割合適用前の価額（円）（ａ×ｃ／ｂ）	
ｅ　限度数（限度額）の計算の基礎となる面積（㎡）（３の①ｄ×ｄ／３の①ｅ）	
ｆ　ｅのうち、この特例の適用を受ける面積（㎡）	

②　限度数（限度額）の計算　（単位：株・口・円）

ａ　相続等により取得したものとみなされた株式等の数等（２の②）	
ｂ　ａのうち、現物出資受贈宅地等に相当する株式等の数等（ａ×①ｃ／①ｂ）	
ｃ　ａのうち、現物出資受贈宅地等以外の特例受贈事業用資産に相当する株式等の数等（ａ－ｂ）	
ｄ　限度数（限度額）（ｂ×①ｆ／①ｅ＋ｃ）	

（注）１　①ｆ欄の「ｅのうち、この特例の適用を受ける面積」については、「第８の６表の付表３」の２⑵欄に転記し、限度面積の判定を行ってください。
２　②ｄ欄の数等に１株未満の端数が生じた場合には、切り上げて差し支えありません。